

## 《助成回数のリセットについて》

過去に本事業の助成を受けたことがあり、それ以降に出産した場合（自然妊娠や自費での不妊治療による出産も対象）や、妊娠 12 週以降に死産に至った場合は、それまでに受けた助成回数をリセットすることができます。

なお、リセット申請のタイミングは、出産または死産以降、何回目の助成申請の時でも構いませんが、助成回数は 1 子ごとにカウントします。

初回治療開始日の妻の年齢 ※	助成回数
40 歳未満	1 子につき通算 6 回（年間制限なし）
40 歳から 43 歳未満	1 子につき通算 3 回（年間制限なし）

※リセット後の助成回数は、リセット後の初回治療開始日の妻の年齢によって決まります。

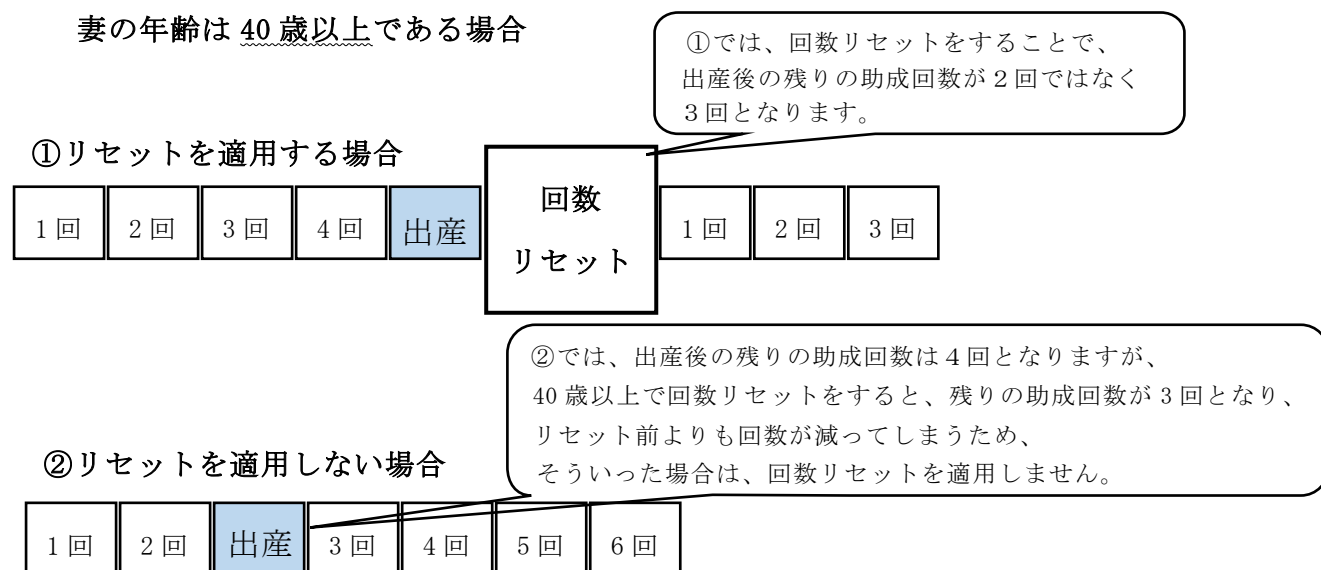
なお、リセットすることにより、残りの助成回数が減る場合はリセットを適用しません。

## 《助成回数のリセットの考え方》

例 1) 初回の治療開始日の妻の年齢が 40 歳未満で、第 2 子以降のための治療開始日の妻の年齢も 40 歳未満である場合



例 2) 初回の治療開始日の妻の年齢が 40 歳未満で、第 2 子以降のための治療開始日の妻の年齢は 40 歳以上である場合



## 《助成回数のリセットに必要なもの》

出産された方：出生児が記載された戸籍謄本

妊娠 12 週以降に死産された方：母子手帳または死産届の写し